

総 統 企 第 194 号

平成 17 年 6 月 10 日

統計審議会会長

美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣

麻 生 太 郎

諮問第300号

製材統計調査等の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3及び統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）第1条の2の規定に基づき、別添「製材統計調査等の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、林業における素材生産及び製材業・木製品製造業に属する事業を営む事業所における木材製品の生産・出荷等の動向をよりの確に把握するため、別添のとおり、製材統計調査（指定統計第69号を作成するための調査）と統計報告の徴集として別途実施している木材統計調査の統合・再編により調査の集約化を図るとともに、調査の範囲や調査事項の変更等を行った上で、「木材統計調査（仮称）」を、年次調査については平成17年分以降の調査から、月次調査については平成18年1月分以降の調査から、実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から検討する必要がある。